

群馬大学医学部教務委員会規程

平成 16. 4. 1 制定

改正 平成 20. 5. 27 令和 4. 6. 1

令和 6. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部規程第20条の規定に基づき、群馬大学医学部教務委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、学生の教務、厚生及び補導に関する事項のうち、医学科及び保健学科に共通する事項を審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 群馬大学医学部学科規程第7条第1項に定める各部会の部会長

(2) 各学科から選出された教授 各2人

(任 期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き2年を超えることはできない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が、必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(提案又は報告)

第8条 委員長は、委員会の審議結果を速やかに教授会に提案又は報告するものとする。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、学務課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 27 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。